

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構
特許等出願費補助金交付要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構（以下「機構」という。）は、中小企業者等の事業展開を拡大し、もって地域産業の振興及び雇用の拡大に資するため、特許出願等を行う浜松市内（以下「市内」という。）の中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

第2章 国内特許等出願費補助金

(定義)

第2条 本章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 特許出願等とは、日本国内の特許出願（日本国特許庁への通常の特許出願を行わずに、特許協力条約に基づく国際出願（以下「PCT出願」という。）をしたものに関する日本国内への移行手続きを含む。）、実用新案登録出願、意匠登録出願（ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願であって、日本国を指定締約国とした場合の日本国分を含む。）をいう。
- (2) 知的財産権とは、当該特許出願等に基づく日本国内の特許権、実用新案権、意匠権をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に本社機能を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者）又はそれらで構成される共同体
- (2) 市税を滞納していないこと
- (3) 給与所得者を雇用する場合、市民税・県民税特別徴収義務者の指定を受けていること
- (4) 当該年度に国内特許等出願費に係る本補助金の交付決定を受けていないこと
- (5) 反社会的勢力に関わる企業でないこと

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、特許出願等のうち、第7条に規定する補助対象期間内に特許庁への出願手続きが完了するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。ただし、各種税金及び振込手数料等を除く。

- (1) 出願に必要となる特許庁手数料
- (2) 出願に必要となる代理人費用
- 2 交付申請を行う補助対象事業について、国・地方公共団体等が交付する別の補助金事業に採択され補助金の交付を受ける場合は、当該補助金の額を本補助金の交付額から控除する。
- 3 他の事業者との共同出願の場合には、申請者の持ち分比率に応じた経費をもって補助対象とする。ただし、申請者が実際に負担する額を超えて補助対象とすることはできないものとする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象経費の合計の2分の1以内の額とし、事業1件当たり15万円を限度とする。

(補助対象期間)

第7条 補助対象事業の期間（以下「補助対象期間」という。）は、補助金の交付決定の日が属する年度の4月1日から2月末日までとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、国内特許等出願費補助金交付申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を付して、機構が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 定款の写し、履歴事項全部証明書、パンフレット等の会社概要が確認できるもの
- (2) 直近2期分の決算書
- (3) 市納税証明書
- (4) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (5) 補助対象経費の見積書等の写し
- (6) 先行技術等の調査結果が確認できるもの
- (7) 共同出願の場合は、経費負担及び権利の持分比率について規定した契約書、覚

書等の写し

- (8) 前各号に掲げるもののほか、機構が必要と認める書類
- 2 異なる複数の特許出願等をまとめて1件の交付申請とすることはできないものとする。

(交付の決定)

第9条 機構は、前条による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 機構は、前項の審査において、専門家の意見を聞くことができる。

(交付の条件)

第10条 機構は、補助金の交付決定をする場合は、補助金の交付決定を受けて事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対して、次の各号に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ機構の承認を受けること。

ア 補助対象事業の内容を変更しようとする場合

イ 補助対象事業の経費の配分を変更しようとする場合（対象経費の20%以下の変更を除く。）

ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助金は当該補助対象事業以外の目的に使用しないこと。
- (3) 補助事業者は、補助対象事業に基づく出願の状況、当該出願に係る発明、考案、意匠の事業化の状況、売上げ等の経営状況について、補助金の交付を受けた年度終了後3年間にわたり、毎年1回、機構に報告すること。
- (4) 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (5) 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、事故報告書（第3号様式）により、速やかに機構に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度終了後3年間は、補助対象事業に基づく特許出願等及び同事業に基づき取得した知的財産権を譲渡又は抵当権等を設定した場合には、知的財産権譲渡等報告書（第4号様式）により、速やかに機構に報告すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(変更の交付申請)

第11条 補助事業者は、前条第1号の規定に基づき、補助対象事業の内容を変更

しようとする場合は、変更承認兼変更交付申請書（第5号様式）をその他必要書類と併せて機構に提出しなければならない。

- 2 機構は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めた場合において、交付決定額に変更を生じるときは、変更交付決定通知書（第6号様式）を、交付決定額に変更が生じないときは、変更承認通知書（第7号様式）を補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定の日が属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書（第8号様式）をその他必要書類と併せて機構に提出しなければならない。

（交付の確定）

第13条 機構は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第9号様式）を補助事業者に通知するものとする。

- 2 機構は、前項の審査において、専門家の意見を聞くことができる。

（請求の手続き）

第14条 補助金交付確定通知書の交付を受けた補助事業者は、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日以内に補助金請求書（第10号様式）を機構に提出し、補助金を請求しなければならない。

第3章 海外特許等出願費補助金

（定義）

第15条 本章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 特許出願等とは、海外の特許出願（日本国特許庁への通常の特許出願を行わずに、PCT出願をしたものに関する日本国以外の指定締約国への国内移行手続きを含む。）、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願をいう。
- (2) 知的財産権とは、当該特許出願等に基づく海外の特許権、実用新案権、意匠権、商標権をいう。

（補助対象者）

第16条 補助対象者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に本社機能を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154

号) 第2条第1項に規定する中小企業者) 又はそれらで構成される共同体

- (2) 市税を滞納していないこと
- (3) 給与所得者を雇用する場合、市民税・県民税特別徴収義務者の指定を受けていること
- (4) 当該年度に海外特許等出願費に係る本補助金の交付決定を受けていないこと
- (5) 反社会的勢力に関わる企業でないこと

(補助対象事業)

第17条 補助対象事業は、特許出願等のうち次の各号に規定する事業とする。

ただし、第25条に規定する実績報告書提出時点において日本国特許庁への出願事実が確認できない事業は除くものとする。

- (1) 第21条に規定する申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許出願等を行っているもの(外国出願と同時期に日本国特許庁への意匠出願又は商標出願をするものも含む)であって、第20条に規定する補助対象期間内に外国特許庁への特許出願等が完了するもの。
- (2) PCT出願については、既に日本国特許庁への特許出願若しくは日本国を指定締約国に含む出願を終えているもの又は日本国を指定締約国に含む出願をするものであって、第20条に規定する補助対象期間内に日本国以外の指定締約国への国内移行手続が完了するもの。
- (3) マドリッド協定議定書に基づく商標の国際出願については、既に日本国特許庁への商標出願を終えているもの(商標の国際出願と同時期に日本国特許庁への商標出願をするものも含む)であって、第20条に規定する補助対象期間内に日本国特許庁を通じて、WIPO国際事務局へ国際出願が完了するもの。
- (4) ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願については、既に日本国特許庁への意匠出願を終えているもの又は日本国を指定締約国に含む出願をするものであって、第20条に規定する補助対象期間内に直接又は関節にWIPO事務局への国際出願が完了するもの。

(補助対象経費)

第18条 補助対象経費は、補助対象事業に係る経費のうち、次の各号に規定する経費とする。

- (1) 外国特許庁への出願手数料
 - (2) 現地代理人費用
 - (3) 国内代理人費用
 - (4) 翻訳費用
 - (5) 外国における先行技術調査費用
- 2 前項の規定にかかわらず、通信運搬費、各種税金、振込手数料及び海外渡航費等は補助対象外とする。
- 3 交付申請を行う補助対象事業について、国・地方公共団体等が交付する別の補助

金事業に採択され補助金の交付を受ける場合は、当該補助金の額を本補助金の交付額から控除する。

- 4 他の事業者との共同出願の場合には、申請者の持ち分比率に応じた経費をもって補助対象とする。ただし、申請者が実際に負担する額を超えて補助対象とすることはできないものとする。

(補助金額)

第19条 補助金額は、補助対象経費の合計の2分の1以内の額とし、補助対象事業1件当たり50万円を限度とする。

(補助対象期間)

第20条 補助対象期間は、原則として補助金の交付決定の日からその日が属する年度の2月末日までとする。

- 2 前項の規定に関わらず、第17条第2号及び第4号で定める事業の期間は、補助金の交付申請の日からその日が属する年度の2月末日までとする。

(交付の申請)

第21条 申請者は、海外特許等出願費補助金交付申請書(第11号様式)に必要な事項を記載し、次の各号に掲げる書類を付して、機構が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 定款の写し、履歴全部事項証明書、パンフレット等の会社概要が確認できるもの
 - (2) 直近2期分の決算書
 - (3) 市納税証明書
 - (4) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
 - (5) 補助対象経費の見積書等の写し
 - (6) 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願書類の写し
 - (7) 国内における先行技術等の調査結果が確認できるもの
 - (8) PCT出願における国際調査が実施されている場合には、その報告書の写し
 - (9) 共同出願の場合は、経費負担及び権利の持分比率について規定した契約書、覚書等の写し
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、機構が必要と認める書類
- 2 異なる複数の特許出願等をまとめて1件の交付申請とすることはできないものとする。

(交付の決定)

第22条 機構は、前条による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、補助金交付決定通知書(第12号様式)

により申請者に通知するものとする。

2 機構は、前項の審査において、専門家の意見を聞くことができる。

(交付の条件)

第23条 機構は、補助金の交付決定をする場合は、補助事業者に対して、次の各号に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ機構の承認を受けること。

ア 補助対象事業の内容を変更しようとする場合

イ 補助対象事業の経費の配分を変更しようとする場合（対象経費の20%以下の変更を除く）

ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助金は当該補助対象事業以外の目的に使用しないこと。

(3) 補助事業者は、補助対象事業に基づく特許出願等の出願の状況、当該出願に係る発明、考案、意匠の事業化の状況、商標の使用の状況、売上げ等の経営状況について、補助金の交付を受けた年度終了後3年間にわたり、毎年1回、機構に報告すること。

(4) 補助事業者は補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。

(5) 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、事故報告書（第3号様式）により、速やかに機構に報告してその指示を受けること。

(6) 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度終了後3年間は補助対象事業に基づく特許出願等及び同事業に基づき取得した知的財産権を譲渡又は抵当権等を設定した場合には、知的財産権譲渡等報告書（第4号様式）により、速やかに機構に報告すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(変更の交付申請)

第24条 補助事業者は、前条第1号の規定に基づき、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、変更承認兼変更交付申請書（第13号様式）をその他必要書類と併せて機構に提出しなければならない。

2 機構は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めた場合において、交付決定額に変更を生じるときは、変更交付決定通知書（第14号様式）、交付決定額に変更が生じないときは、変更承認通知書（第15号様式）を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書)

第25条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定の日が属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書（第16号様式）をその他必要書類と併せて機構に提出しなければならない。

(交付の確定)

第26条 機構は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第17号様式）を補助事業者に通知するものとする。

2 機構は、前項の審査において、専門家の意見を聞くことができる。

(請求の手続き)

第27条 補助金交付確定通知書の交付を受けた補助事業者は、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日以内に補助金請求書（第18号様式）を機構に提出し、補助金を請求しなければならない。

(補則)

第28条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、機構が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。